



(号外) 独立行政法人國立印刷局

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人科学技術振興機構入

所特定計量器型式承認

日本放送協会

会落札、プログラムの著作物に係る

登録、特定計量器型式承認

平成二

十三年度公害防止管理者等資格認定

講習関係

会社その他

会社決算公告

規則

- 水道法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働二二五)
- 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令(同二二六)

〔告 示〕

○道路に関する件

(関東地方整備局三七三～三七七)

○道路に関する件

(中部地方整備局一三〇、一三一)

○浄化槽の型式の認定を更新した件

(近畿地方整備局二四五～二四八)

○共同溝を建設する件

(中国地方整備局一七五)

○浄化槽の型式の認定を更新した件

(九州地方整備局一四九)

国家試験

〔官厅報生〕

第六十八回作業環境測定士試験の実施

(厚生労働省)

第二十六回管理栄養士国家試験の施行

(同)

管理栄養士国家試験委員の公告(同)

〔省 令〕

○厚生労働省令第二百一十五号

水道法(昭和三十二年法律第七百七十七号)第七条第一項、第十条第一項第一号、第十一条第二項、第

二十条第三項、第二十条の二、第二十条の六第二項、第二十条の八第二項、第二十条の十四、第二十

四条の二、第二十四条の三第二項、第二十七条第一項、第三十条第一項第一号、第三十条第三項及び

第五十条の三並びに水道法施行令(昭和三十二年政令第三百三十六号)第四条第一項第六号の規定に

に基づき、並びに同法を実施するため、水道法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月三日

厚生労働大臣 小宮山洋子

水道法施行規則の一部を改正する省令

水道法施行規則(昭和三十二年厚生省令第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の二の見出し中「添付書類」を「添付書類」に改め、同条第一項第一号中「水道事業経営」

を「地方公共団体以外の者」に改め、同号ハを削り、「二千五百立方メートル」

其団体以外の法人」に改め、同条第一項中「次の各号に掲げる者」を「地方公共団体」に、「同項第一

号、第二号」を「同項第三号」に改め、同項各号を削る。

第七条の二第一号中「及びハ」を削り、同号ロ中「ハにおいて同じ」を削り、「五千人」を「当該

認可給水人口の十分の一」に改め、同号ハを削り、「二千五百立方メートル」

ル」を「当該認可給水量の十分の一」に改め、同号中二をハヒし、ホを削り、同条第一号中「拡張又

は」を「拡張」に改め、「増加」の下に「又は水源の種別若しくは取水地点の変更」を加え、同条に次

の一号を加える。

三 河川の流水を水源とする取水地点の変更のうち、給水区域の拡張、給水人口若しくは給水量の

増加又は水源の種別若しくは浄水方法の変更を伴わないものであつて、次に掲げる事由その他の

事由により、当該河川の現在の取水地点から変更後の取水地点までの区間(イ及びロにおいて「特

定区間」という)における原水の水質が大きく変わるおそれがないもの。

イ 特定区間に流入する河川がないとき。

ロ 特定区間に汚染物質を排出する施設がないとき。

四 第八条の二を次のように改める。

(事業の変更の届出)

第八条の二法第十条第三項の届出をしようとする水道事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書

を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 届出者の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表

者の氏名)

二 水道事務所の所在地

三 前項の届出書には、次に掲げる書類(図面を含む。)を添えなければならない。

一 次に掲げる事項を記載した事業計画書

ホ 法第十条第一項第一号に該当する場合にあつては、当該譲受けの年月日、変更後の経営収支

の概算及び料金並びに給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件

二 次に掲げる事項を記載した工事設計書

大静水圧及び最小動水圧

イ 工事の着手及び完了の予定年月日

ロ 第七条の二第一号又は法第十条第一項第一号に該当する場合にあつては、配水管における最

様式第十六（第十五条の六第一項及び第二項、第五十二条並びに第五十四条関係）

起 記

（施行期日）

業務規程届出書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

登録番号

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名） 印

住所

水道法第20条の8第1項（第31条及び第34条において準用する場合を含む。）の規定により、水質検査業務規程及び関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

1.

2.

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番どすること。

第一条 いの省令は、公布の日から施行する。ただし、第十五条から第十五条の大がん、第十五条の第十、第十一、第十二、第十三、第十四条並びに様式第十六及び様式第十六条の1の改正規定は、平成23年四月1日から施行する。

（経過措置）

第一條 いの省令の施行前にした水道法第110条第三項の規定による水質検査の委託については、なお従前の例による。

第二條 いの省令の施行の際現におおむねの省令による改正前の様式による使用されてくる書類は、いの省令による改正後の様式によるものとみなす。

○厚生労働省令第110条

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第七十一条）の施行に伴い、並びに社会福祉士及び介護福祉士法（昭和61年法律第三十号）第四十一条第一項及び第四十四条の規定に基づき、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成23年十月三日

厚生労働大臣 小野寺五典

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和61年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 社会福祉士（第1条～第18条）」、「第二章 介護福祉士（第十九条～第二十六条）」を「第一章の「社会福祉士（第1条～第18条）」、「第二章の「介護福祉士（第十九条～第二十六条）」を「第二章の「登録嘱託吸引等事業者（第18条～第二十六条）」に改める。

第六条の1・第16条の11】

第一条中「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和61年法律第三十号。以下「法」と「法」）を「法」と改め、同条を第二条の1とする。

第五条の1中「あつて」を「あつて」に改める。

第九条の見出しを「社会福祉士の登録事項」に改める。

第一章を第一章の1とし、同章の前に次の二章を加える。

第一章 総則

（医師の指示の下に行われる行為）

第一条 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和61年法律第三十号。以下「法」と「法」）第1条第1項の厚生労働省令で定める医師の指示の下に行われる行為は、次のとおりとする。

- 一 口腔内の喀痰吸引
 - 二 鼻腔内の喀痰吸引
 - 三 気管カーネ内部の喀痰吸引
 - 四 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
 - 五 経鼻経管栄養
- 第14条の次に次の二条を加える。

(介護福祉士の登録事項)

第二十四条の二 法第四十二条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 登録番号及び登録年月日

二 本籍地都道府県名(日本国籍を有しない者については、その国籍)

三 法第三十九条各号のいずれに該当するかの別及び当該要件に該当するに至つた年月

四 第一条各号に掲げる行為のうち実地研修を修了したもの

第五条中「第九条から第十八条まで」を「第十条から第十八条まで」に改め、「第九条中「法第二十八条」とあるのは「法第四十二条第一項」と、同条第三項中「社会福祉士試験に合格した年月」とあるのは「法第三十九条各号のいずれに該当するかの別及び当該要件に該当するに至つた年月」とを削る。

第二章の次に次の二章を加える。

第二章の二 登録喀痰吸引等事業者

(登録の申請)

第二十六条の二 法第四十八条の三第一項の登録を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これを当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 申請者が法人である場合は、その定款又は資本行為及び登記事項証明書

二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

三 申請者が法第四十八条の四各号に該当しないことを誓約する書面

四 申請者が法第四十八条の五第一項各号に掲げる要件の全てに適合していることを明らかにする書類

第二十六条の三 法第四十八条の五第一項第一号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 介護福祉士による喀痰吸引等の実施に際し、医師の文書による指示を受けること。

二 喀痰吸引等を必要とする者(以下「対象者」という。)の状態について、医師又は看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)による確認を定期的に行い、当該対象者に係る心身の状況に関する情報を介護福祉士と共有することにより、医師又は看護職員及び介護福祉士の間ににおける連携を確保するとともに、当該医師又は看護職員と当該介護福祉士との適切な役割分担を図ること。

三 対象者の希望、医師の指示及び心身の状況を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、喀痰吸引等の実施内容その他の事項を記載した計画書を作成すること。

四 喀痰吸引等の実施状況に関する情報を作成し、医師に提出すること。

五 対象者の状態の急変等に備え、速やかに医師又は看護職員への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておくこと。

六 前各号に掲げる事項その他必要な事項を記載した法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務(次項第一号及び第七号において「喀痰吸引等業務」という。)に関する書類を作成すること。

2 法第四十八条の五第一項第一号の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

一 第一条各号に掲げる行為のうち介護福祉士に行わせようとするものについて、当該介護福祉士が実地研修を修了している場合にのみその介護福祉士にこれを行わせること。

二 第一条各号に掲げる行為のうち介護福祉士に行わせようとするものについて、当該介護福祉士が実地研修を修了していない場合には、その介護福祉士に対して次に掲げる要件を満たす実地研修を行うこと。

イ 第一条各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該行為を別表第一第一号の表下欄に定めること。

ロ 口の審査により、実地研修において修得すべき知識及び技能について、医師、保健師、助産師又は看護師(別表第三において「医師等」という。)が当該行為に関し適切にその修得の程度を審査するものであること。

ハ 口の実地研修修了証を交付した場合には、当該実地研修修了証の交付を受けた介護福祉士の氏名、生年月日、住所及び交付年月日を記載した帳簿を作成するとともに、喀痰吸引等業務を廃止するまで保存するものであること。

二 実地研修修了証の交付状況について、定期的に前条第一項の都道府県知事に報告するものであること。

三 医師又は看護職員を含む者で構成される安全委員会の設置、喀痰吸引等を安全に実施するための研修体制の整備その他の対象者の安全を確保するために必要な体制を確保すること。

四 喀痰吸引等の実施のために必要な備品等を備えること。

五 前号の備品等について衛生的な管理に努めることその他他の感染症の発生を予防するために必要な措置を講ずるよう努めること。

六 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

七 喀痰吸引等業務に関して知り得た情報を適切に管理し、及び秘密を保持するために必要な措置を講じること。

八 口の備品等について衛生的な管理に努めることその他他の感染症の発生を予防するために必要な措置を講じること。

九 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

十 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

十一 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

十二 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

十三 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

十四 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

十五 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

十六 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

十七 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

十八 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

十九 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

二十 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

二十一 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

二十二 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

二十三 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

二十四 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

二十五 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

二十六 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

二十七 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

二十八 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

二十九 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

三十 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

三十一 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

三十二 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

三十三 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

三十四 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

三十五 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

三十六 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

三十七 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

三十八 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

三十九 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

四十 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

四十一 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

四十二 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

四十三 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

四十四 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

四十五 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

四十六 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

四十七 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

四十八 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

四十九 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

五十 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

五十一 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

五十二 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

五十三 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

五十四 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

五十五 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

五十六 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

五十七 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

五十八 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

五十九 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

六十 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

六十一 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

六十二 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

六十三 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

六十四 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

六十五 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

六十六 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

六十七 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

六十八 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

六十九 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

七十 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

七十一 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

七十二 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

七十三 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

七十四 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

七十五 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

七十六 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

七十七 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

七十八 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

七十九 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

八十 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

八十一 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

八十二 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

八十三 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

八十四 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

八十五 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

八十六 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

八十七 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

八十八 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

八十九 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

九十 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

九十一 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

九十二 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

九十三 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

九十四 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

九十五 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

九十六 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

九十七 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

九十八 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

九十九 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

一百 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

一百一 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

一百二 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

一百三 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

一百四 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

一百五 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

一百六 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

一百七 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

一百八 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

一百九 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

一百二十 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

一百二十一 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

一百二十二 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

一百二十三 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

一百二十四 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

一百二十五 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

一百二十六 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

一百二十七 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

一百二十八 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

一百二十九 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

一百三十 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

一百三十一 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

一百三十二 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

一百三十三 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

一百三十四 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

一百三十五 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

一百三十六 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

一百三十七 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

一百三十八 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

一百三十九 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

一百四十 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

一百四十一 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

一百四十二 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

一百四十三 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

一百四十四 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その

(認定特定行為業務従事者認定証の記載事項)

第六条 認定特定行為業務従事者認定証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 法附則第三条第一項に規定する認定特定行為業務従事者（以下「認定特定行為業務従事者」という。）の氏名及び生年月日

- 二 認定特定行為業務従事者が行う特定行為
三 その他必要な事項

(変更の届出)

第七条 認定特定行為業務従事者は、附則第五条各号に掲げる事項に変更があつたときは、認定特定行為業務従事者認定証を交付した都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

（認定特定行為業務従事者認定証の再交付の申請等）

第八条 認定特定行為業務従事者は、認定特定行為業務従事者認定証を汚損し、又は失つたときは、遅滞なく、再交付申請書を、汚損した場合にあつては、当該認定特定行為業務従事者認定証を添えて、これを認定特定行為業務従事者認定証を交付した都道府県知事に提出しなければならない。

第九条 認定特定行為業務従事者認定証による認定特定行為業務従事者認定証に関する事務の委託は、あらかじめ、都道府県知事と当該都道府県の区域に所在する法附則第四条第二項に規定する登録研修機関（附則第十五条において「登録研修機関」という。）の間で、委託契約書を作成して行うものとする。

二 認定特定行為業務従事者は、前項の申請をした後、失つた認定特定行為業務従事者認定証を発見したときは、速やかにこれを認定特定行為業務従事者認定証を交付した都道府県知事に返納しなければならない。

(委託契約書の作成)

第十条 法附則第五条第一項の規定による認定特定行為業務従事者認定証に関する事務の委託は、あらかじめ、都道府県知事と当該都道府県の区域に所在する法附則第四条第二項に規定する登録研修機関（附則第十五条において「登録研修機関」という。）の間で、委託契約書を作成して行うものとする。

二 認定特定行為業務従事者は、前項の申請をした後、失つた認定特定行為業務従事者認定証を発見したときは、速やかにこれを認定特定行為業務従事者認定証を交付した都道府県知事に返納しなければならない。

(登録の申請)

第十一条 法附則第六条の登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 咳痰吸引等研修の業務開始の予定年月日

(登録の申請)

第十二条 法附則第六条の登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書

二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

三 申請者が法附則第七条各号に該当しないことを誓約する書面

(登録基準)

第十三条 法附則第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 申請者が法附則第八条第一項各号に掲げる要件の全てに適合していることを明らかにする書類

二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

三 申請者が法附則第七条各号に該当しないことを誓約する書面

四 申請者が法附則第八条各号に掲げる要件の全てに適合していることを明らかにする書類

五 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

六 申請者が法附則第七条各号に該当しないことを誓約する書面

(登録基準)

第十四条 法附則第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 申請者が法附則第八条各号に掲げる要件の全てに適合していることを明らかにする書類

二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

三 申請者が法附則第七条各号に該当しないことを誓約する書面

(登録基準)

第十五条 法附則第八条第一項第三号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 申請者が法附則第八条各号に掲げる要件の全てに適合していることを明らかにする書類

二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

三 申請者が法附則第七条各号に該当しないことを誓約する書面

(登録基準)

(研修機関登録簿の記載事項)

第十二条 法附則第八条第一項第五号の厚生労働省令で定める事項は、喀痰吸引等研修の課程とする。

（喀痰吸引等研修の実施基準）

第十三条 法附則第十条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 研修の内容は、イからハまでに掲げる喀痰吸引等研修の課程に応じ、それぞれに定めるものであること。

イ 第一号研修 次の(1)から(3)までに掲げる基準を満たすこと。

(1) 別表第一第一号の基本研修のうち講義にあつては、同号の講義の表下欄に定める時間数以上であること。

(2) 別表第一第一号の基本研修のうち演習にあつては、同号の表下欄に定める回数以上であること。

(3) 別表第一第一号の実地研修にあつては、同号の表下欄に定める回数以上であること。

ロ 第二号研修 次の(1)から(3)までに掲げる基準を満たすこと。

(1) 別表第二第一号の基本研修のうち講義にあつては、同号の講義の表下欄に定める時間数以上であること。

(2) 別表第二第一号の基本研修のうち演習にあつては、同号の表下欄に定める回数以上であること。

(3) 別表第二第一号の実地研修にあつては、同号の表下欄に定める回数以上であること。

ハ 第三号研修 次の(1)及び(2)に掲げる基準を満たすこと。

(1) 別表第三第一号の基本研修にあつては、同号の表下欄に定める回数以上であること。

(2) 別表第三第一号の実地研修にあつては、同号の表下欄に定める回数以上であること。

二 咳痰吸引等研修に係る講義、演習及び実地研修（以下この号及び次号において「講義等」といいう。）において、受講者が修得すべき知識及び技能について、各講義等ごとに適切にその修得の程度を審査すること。

三 前号の審査により、講義等において修得すべき知識及び技能を修得したと認められる受講者に対する、喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類を交付すること。

(業務規程の記載事項)

第十四条 法附則第十二条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 咳痰吸引等研修の受付方法、実施場所、実施時期、実施体制その他の喀痰吸引等研修の実施方

(法に関する事項)

二 咳痰吸引等研修に関する安全管理のための体制に関する事項

三 咳痰吸引等研修に関する料金に関する事項

四 咳痰吸引等研修の業務に關して知り得た秘密の保持に関する事項

五 咳痰吸引等研修の業務の実施に係る帳簿及び書類の保存に関する事項

六 その他喀痰吸引等研修の業務に關し必要な事項

(業務の休止の届出)

第十五条 登録研修機関は、法附則第十三条の規定により喀痰吸引等研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を附則第十条第一項の都道府県知事に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間了者一覧表を、定期的に前条第一項の都道府県知事に提出すること。

(準用)

第六条 第二十六条の二及び第二十六条の三の規定は法附則第二十条第一項の登録について準用する。この場合において、これらの規定中「喀痰吸引等」とあるのは「特定行為」と、「介護福祉士」とあるのは「認定特定行為業務從事者」と、第二十六条の二第一項中「法第四十八条の三第二項」とあるのは「法附則第二十条第一項」と、同項第三号中「法第四十八条の四各号」とあるのは「法附則第二十条第二項」において準用する法第四十八条の四各号」と、同項第四号中「法第四十八条の五第一項各号」と、同条第二項中「法第四十八条の二第二項第四号」とあるのは「法附則第二十条第二項において準用する法第四十八条の三第二項第四号」と、「法第二条第二項」とあるのは「法附則第二十三条第一項」と、第二十六条の三第一項中「法第四十八条の五第一項第一号」とあるのは「法附則第二十二条第二項において準用する法第四十八条の五第一項第一号」と、同項第六号中「法第四十八条の三第一項」とあるのは「法附則第二十条第一項」と、「喀痰吸引等業務」とあるのは「特定行為業務」と、同条第二項中「法第四十八条の五第一項第二号」とあるのは「法附則第二十条第二項において準用する法第四十八条の五第一項第二号」と、同項第一号及び第二号中「第一条各号に掲げる行為」とあるのは「特定行為」と、同号イ中「別表第一第二号」とあるのは「別表第一第一号 別表第二第二号」と、同号ハ及び同項第七号中「喀痰吸引等業務」とあるのは「特定行為業務」と、同条第三項中「法第四十八条の五第一項第三号」とあるのは「法附則第二十条第二項において準用する法第四十八条の五第一項第三号」と読み替えるものとする。

別表第一（第二十六条の三、附則第四条、附則第十三条関係）

① 講義
一 基本研修

科	目	時間数
人間と社会		一・五
保健医療制度とチーム医療		二
安全な療養生活		四
清潔保持と感染予防		二・五
健康状態の把握		三
高齢者及び障害児・者の喀痰吸引実施手順解説		十一
高齢者及び障害児・者の経管栄養概論		八
高齢者及び障害児・者の経管栄養実施手順解説		一〇
高齢者及び障害児・者の経管栄養概論		八
合計		五〇

(2) 演習

行	為	回数
口腔内の喀痰吸引		五回以上
鼻腔内の喀痰吸引		五回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引		五回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養		五回以上
経鼻経管栄養		五回以上
救急蘇生法		一回以上
実地研修		
口腔内の喀痰吸引	行	回数
鼻腔内の喀痰吸引	一〇回以上	
喉腔内の喀痰吸引	一〇回以上	
気管カニューレ内部の喀痰吸引	一〇回以上	
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	二〇回以上	
経鼻経管栄養	二〇回以上	

別表第二（附則第四条、附則第十三条関係）

① 講義
一 基本研修

科	目	時間数
人間と社会		一・五
保健医療制度とチーム医療		二
安全な療養生活		四
清潔保持と感染予防		二・五
健康状態の把握		三
高齢者及び障害児・者の喀痰吸引実施手順解説		十一
高齢者及び障害児・者の経管栄養概論		八
高齢者及び障害児・者の経管栄養実施手順解説		一〇
高齢者及び障害児・者の経管栄養概論		八
合計		五〇

